

平成 27年(ワ)第 28号 表現の自由及び参政権侵害事件
 (平成 25年(ワ)第 137号)
 原告 岩崎 信
 被告 延岡市
 宮崎地方裁判所延岡支部

原告 岩崎 信

証拠説明書

甲	標目	作成日	立証趣旨	作成者	原写
101	行政事件からみた親切な訴訟「人間の尊厳と司法権」木佐茂男著(36枚)	1990年	<p>行政機関が当事者である事件では、市民の訴状に対応し、あらゆる事件関連記録が、行政機関及び裁判所によって、収集提出されなければならないこと。</p> <p>最終口頭弁論の終了時に確定した原告の陳述内容が判決を求める内容であって、それ以前はすべて準備段階であること。(359p)</p> <p>訴えの変更となる場合でもそれが原告の裁判を受ける権利を保障するにふさわしいと考えられると、「裁判所が変更を適切と考えるとき」にあたるものとされ、変更の手続は調書に簡単にメモが記載されて終りであり、全く簡単であり、被告行政庁の同意は不要であること。</p> <p>善解の可能性があるにも関わらず善解をしない場合には配慮義務違反であること。</p> <p>「善解」など親切な訴訟は基本的に法治国家原則と裁判を受ける権利から導かれること。</p> <p>裁判長は係争事案を当事者と事実及び法について討論しなければならないこと。</p> <p>裁判所の法的な考慮を決定前に聞き知り、これに影響を及ぼしうようにさせることを裁判所に義務づけて初めて聴聞が「法的」になること。</p> <p>単なる公正な聴聞ではなく、当事者が裁判手続の中で能動的に影響をもちうるものでなければならないこと。</p> <p>ドイツ憲法裁判所は、裁判手続を人間化し社会的に造り直すという意味で権威的官僚主義的行為様式を相当に変えることに貢献し、法的聴聞の環庇を理由とする破棄判決を下してきたこと。</p> <p>裁判所は口頭弁論の終了時に、従来述べられた事実が裁判所によって法的にどう評価される見込みがあるか、どのように決定される見込みであるか、ないしいかなる法的解釈を裁判所は決定の基礎とするであろうかを公表し、これにより当事者にその主張を補う機会を再度与えることが必要であること。</p> <p>口頭弁論では裁判官が重要と考える法的争点を示し、両当事者にとっての「びっくり判決」は防止されなければならないこと。</p> <p>裁判所は口頭弁論の中で自己の暫定的見解を両当事者に知らせ、びっくり判決を避け、必要があればさらに補足の主張を許さなければならないこと。</p> <p>法的聴聞の原則は人間の尊厳の表現であること。(354p)</p> <p>連邦憲法裁判所は早い時期から職権調査の不十分さは原告の法的聴聞を受ける権利を侵害するという判決を下してきたこと。363p</p> <p>連邦行政裁判所の判例には、下級審で敗訴した原告に有利に、職権調査の不十分を理由として差戻しをした一連のケースがあること。364p</p> <p>スペインでは、1975年の民主化開始以来、1956年に制定された行政裁判所法が未改正であるにもかかわらず、裁判実務は大幅に改善され、裁判官の独立が事実上も確保されてきたこと。日本でも憲法原理に立ち帰って、裁判実務により解釈論的改善を行うことが急務であること。380p</p>	木佐茂男(法学者、弁護士)	写

102	講演「権利のための闘争」 (19枚)	1872年 3月11 日	<p>市民の健全な権理感覚を養成することが最重要の課題であること。</p> <p>行政機関を源とする回覧板強制労働連鎖講は、定期的、反復的に市民の自由を侵し、自由な市民感覚、健全な権理感覚を蝕み、萎縮させるものであること。</p> <p>健全な権理感覚に反するすべての法規、制度を除去するとともに、裁判所の独立を保障し、訴訟制度をできるかぎり完全に整える必要があること。</p> <p>回覧板強制労働連鎖講、恐喝募金連鎖講は、市民の健全な権理感覚を麻痺させる不法行為であること。</p>	イエー リング	写
-----	-----------------------	--------------------	---	------------	---